

議案第62号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

【議案提出担当課：総務課】

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、当組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき奈良県知事に許可を申請するにあたり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

1. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。